

フォント使用上の留意点

藤 本 豪*

抄 録 コンピュータ上でのフォント使用，とりわけ商用利用については，必ず権利関係の問題が付随するものですが，この点が一般に広く認識され十分に理解されているとは言い難い状況にあります。そこで本稿では，フォントにどのような権利が認められるかという点，及び，権利者による権利行使の態様について，海外の例も交えながら概説したうえで，リスク防止のために企業内でいかなる対応をとるべきかについて簡単に述べます。

目 次

1. はじめに
2. 書体とフォント
3. フォントの利用規約
4. フォントの権利
5. 権利行使（訴訟等）
6. 企業内での対応
7. おわりに

1. はじめに

突然ですが，みなさんはお仕事の中でWord，Excel，PowerPointといったソフトウェアをお使いでしょうか？ 社外向けの資料の作成にお使いになったことも，おありでしょうか？ そのときに，どんなフォントを使用されていますか？ MS 明朝？ MS ゴシック？ 英語ならTimes New RomanやArialでしょうか。では，そのフォントのライセンス契約って，どうなっていますか？

「それはフォント会社とソフトウェア会社との問題。我々ユーザはソフトウェア会社に代金を払ってソフトを使っているのだから，文句を言われる筋合いはない。」

という回答は，一面正しく，一面間違ってい

ます。上記のような回答を思いつかれた方は，本稿を是非お読みください。そうでない方も，復習と社内啓発のため是非ご一読ください。

2. 書体とフォント

Word，Excel，PowerPointといったソフトウェアで文字を入力するにあたっては，「フォント」を選択できるようになっています。では，フォントとは何でしょうか？

まず，「タイプフェイス」（書体）という言葉があります。これは，専門的には，「言語表記を主目的に，記録や表示など組み使用を前提として，統一コンセプトに基づいて制作されたひと揃いの文字書体」と定義づけられています¹⁾。平たく言えば，言葉を書き表すために統一的なデザインで作成されたワンセットの文字群です。例えば，MS 明朝についていうと，書体とは，MS 明朝に属する何千種類もの文字群を一まとめにしてセットとして呼んだときの呼び方であり，その書体名が「MS 明朝」です。

次に，「フォント」という言葉があります。これは，「タイプフェイスを具体的な記録や表

* 弁護士 Go FUJIMOTO

示、印刷などに利用できるようにしたハードウェア、ソフトウェア」をいいます（同上）。このうち、ドットやアウトライン等のデジタルデータに変換し、光メディアや磁気メディア等に収容したものがデジタルフォントと呼ばれています。

Word, Excel, PowerPointで選択できる「MS明朝」や「MSゴシック」は、そのパソコンにインストールされたデジタルデータであり、「フォント」（デジタルフォント）であるということになります（なお、データは広義のソフトウェアに含まれます。なので、上記の定義にあてはまるわけです）。

3. フォントの利用規約

Windows搭載のコンピュータでWordを使う場合を考えてみましょう²⁾。Wordではフォントを選ぶことができます。日本語のフォントに限っても、頭に「MS」のつくフォント（MS明朝、MSゴシック等）の他、「HG」のつくフォントが、それぞれ複数あり、また、それ以外のフォントもあって、バラエティ豊富です。使ってみると、それぞれの魅力があり、なかなか楽しいものです。

実はこれらのフォント、「Windows標準搭載のフォント」と「(Windows標準搭載ではないが)Officeに搭載されているフォント」の2つに分かれます。MS明朝、MSゴシックは前者、「HGP」、「HGS」、「HG」のつくフォントは後者です。英字フォントでは、ArialやTimes New Romanが前者にあたります。

そして、ここからが大事な点ですが、Windows標準搭載のフォントについては、家庭用、学生用又は非商業用であると明示的に限定された使用条件のアプリケーション（ソフトウェア）を用いる場合でない限り、商用利用をしても良いとされています³⁾。たとえば、会社がWindows標準搭載のフォントであるMS明朝

とMSゴシックを用いて自社製品の取扱説明書を作成し、製品に同梱して販売すること（これは商用利用にあたります。）は、原則として追加ライセンスの購入を要しません。ただし、この会社が取扱説明書を作成するにあたりOfficeのアカデミック版（学生・教員向けエディション）を使用していた場合には、学生用であると明示的に限定された使用条件のアプリケーションを用いた場合にあたりますので、フォントの商用利用は認められず、無許諾での利用ということになります。

このように、（一部例外はあるにせよ）Windows標準搭載のフォントについて原則として広く商用利用が認められるのは、Windowsに搭載するにあたって、フォントの権利をもつ会社とWindowsの会社との間で、そのような広い範囲の使用許諾がなされている（または、Windowsの会社自体が権利をもっている）からです（ただし、例外として、中国のフォント会社の中には、Windows標準搭載のフォントであっても別途有償ライセンスが必要であると主張する会社もあります（後述））。

これに対し、(Windows標準搭載ではないが)Officeに搭載されているフォントについては、これを商用利用できるか否かは、そのフォントの権利をもつ会社の利用規約によります。

たとえば、私が「HG正楷書体-PRO」のクラシカルな印象に魅かれ、このフォントを用いて企業の宣伝用チラシを有償で作成する副業を始めたとします。これはアウトです。私は、このフォントの権利をもつ会社から損害賠償を請求された場合、いくらかの金銭を支払わなければなりません。なぜそのようなことがわかるかというと、このフォントの権利をもつ会社のウェブサイトを見ると、「既にPCに入っているフォントファイルを使って制作された成果物に関して、非営利であれば商用利用料金は発生しません。」「既にPCに入っているフォントファイル

とは？ Microsoft® Officeや年賀状ソフトなど、何らかのソフトウェアを購入することでインストールされたフォントファイルおよび過去にお買い求めいただいたフォントファイルのことです。」「非営利とは？ 成果物そのものでお金などの対価を得ないことです。」と記載されています。宣伝用チラシという成果物を有償で作成することは、成果物そのもので金銭を得る行為ですので、「非営利」とはいえませんが。従って、商用利用料金を支払う必要があります。

どのフォントの権利をどの会社が持っているかは、Windowsの「コントロールパネル」→「デスクトップのカスタマイズ」→「フォント」で、たくさん出てきたフォントの1つにカーソルを合わせて右クリック→「プロパティ」で「詳細」タブを開き、「著作権」という項目を見ればわかります（Windows 10の場合）。「HG正楷書体-PRO」のプロパティでは、この欄に「data」, 「typeface」という語があり、それぞれ会社名が記載されています。この「data」が「フォント」, 「typeface」が「タイプフェイス」（書体）を意味することは言うまでもありません。「typeface」の右に記載されている会社がデザインしたタイプフェイスを、「data」の右に記載されている会社がフォント化した、という意味です。

4. フォントの権利

(1) 日本の場合

さて問題です。タイプフェイスやフォントには、法律上、著作権が認められるでしょうか？

「フォントのプロパティの著作権欄に書いてあるのだから、当然認められるだろう。」と思いませんか？

ところが、日本の裁判所は、よほど例外的な場合でない限り、タイプフェイス（書体）には著作権を認めないという立場をとっています（最高裁平成12年9月7日判決）。タイプフェ

スはデザインそのものですので、それが美術作品と呼べるような域に達していないと（判決の言葉で言えば、独創性及び美的特性を備えていないと）、著作権は成立しないのです。仮に美術作品と呼べるような書体があったとしても、きっと判読困難で、日常使いには全く向いてないことでしょう。

他方、フォントについては、諸説あるものの、コンピュータプログラムとして著作権が認められると考えられており、裁判例にも、コンピュータプログラムとして著作権を認めたものがあります（例えば大阪地裁平成16年5月13日判決）。フォントは、通常、インストーラを付加してパッケージ化され、ソフトウェアの一種として販売又は使用許諾の対象とされるため、プログラムと評価できるようです。

(2) 海外の場合

ここで海外に目を向けてみましょう。

先ほど、日本の裁判所は、よほど例外的な場合でない限り、タイプフェイス（書体）には著作権を認めないとお話ししました。

これは、日本だけではなく、米国も同様です。米国の裁判所は、伝統的に、タイプフェイスに著作権を認めません。

もっとも、これは先進国の中では極めて少数派であり、英国やドイツ等多くの国ではタイプフェイスに著作権が認められています。中国の裁判所も、近年ではタイプフェイスに著作権を認める傾向にあります。

また、著作権とは別に、タイプフェイスを意匠（又は意匠的な権利）として保護している国もあります。フランスやドイツ、米国がその例です。

次に、フォントについてです。米国の裁判所は、ソフトウェア又はコンピュータプログラムとしてフォントの著作権を認めています。先ほどお話ししたとおり、日本の裁判所も基本的に

この立場であると考えられます。

他方、タイプフェイスに著作権を認める国(英国、ドイツ等)は、フォントの著作権を認めなくてもタイプフェイス自体を保護することができるため、基本的にこのような構成はとっていません。

ただし、中国の最高人民法院(最高裁判所)は、タイプフェイスに著作権が認められないと判断した事案において、ソフトウェアとしてフォントの著作権を認めたことがあります⁴⁾。他の国においても、タイプフェイスに著作権が認められないと判断された事案では、補充的に、ソフトウェア又はコンピュータプログラムとしてフォントの著作権が主張され、裁判所がそれを認めることがあるかも知れません。

5. 権利行使(訴訟等)

(1) 権利行使の例

フォント(国によってはタイプフェイス)が著作権等で保護される以上、それらを侵害した場合には、権利者から差止めや損害賠償を請求されることになります。場合によっては訴訟になります。実際に、日本を含む世界中で、フォントに関する、このような訴訟が提起されています。

【事例①】

ドイツの大手製菓会社であるHARIBO社の米国法人が、フォントの一般ライセンスを購入し、商用ライセンスへの有償アップグレードを怠ったままそのフォントを使用して、菓子のパッケージにそのタイプフェイスを印字したと主張されて、フォントの権利者であるFont Diner社から米国で訴訟を提起された事案

【事例②】

米国の大手玩具メーカーであるHasbro社が、商用ライセンスを購入せずにフォントを使用し、その公式ウェブサイトや広告素材にそのタイプフェイスを表示したと主張されて、フォン

トの権利者であるBerthold社から米国で訴訟を提起された事案

【事例③】

米国のゲーム開発会社であるブリザード・エンターテインメント社が、同社のゲームの中国向けローカライズを中国のゲーム制作会社である九城互動信息技術(上海)有限公司(「九城社」)に委託したところ、九城社が権利者の許諾を得ることなくフォントを当該ゲーム中に使用したと主張されて、フォントの権利者である北京北大方正電子有限公司から中国で訴訟を提起された事案

概ね、上記に例示される訴訟が世界中いたるところで提起されています。その他、展示会やセミナー等で配布する資料や掲示物におけるフォント(タイプフェイス)使用についても、権利者が熱心に権利行使をしているので、注意を要します。

この点、中国のフォント会社のフォントについては特に注意が必要です。前記「3. フォントの利用規約」では、Windows標準搭載のフォントについては、家庭用、学生用又は非商用であると明示的に限定された使用条件のアプリケーション(ソフトウェア)を用いる場合でない限り、商用利用をしても良いと書きました。しかし、これに反して、中国では、Windows標準搭載のフォントであるYaheiの商用利用につき、その権利者(北京北大方正電子有限公司)から有償ライセンスの購入を求められる事案が多発しています。

私も日本企業から相談を受けて、北京北大方正電子有限公司からの有償ライセンス購入要求文書(当該日本企業の中国子会社に対するもの)を見たことがありますが、タイプフェイスの使用状況に関する資料(印字媒体の写真等)及び同社のライセンス料金表は載っているものの、フォントの使用に関する資料(どのコンピュー

タの、どのOSの、どのエディションで使用されたものであって、そのOSは正式にライセンス購入されたものか否か等)が掲載されていないため、同社の要求の最終的な法的根拠は分かりませんでした。

同社とWindowsの会社との間でどのような内容の契約が結ばれているか、外部からは知ることができないため、正確なことは分かりませんが、一説によれば、ディスプレイ上での表示及び個人使用目的のプリントアウトについてはWindowsの会社にライセンスされているものの、外部に見せる形での商用利用についてはライセンスされておらず、北京北大方正電子有限公司が権利を留保しているとのこと⁵⁾。

いずれにせよ、この点がクリアでなく、また、現に有償ライセンスの購入を求められる事案が多発していることから、中国のフォント会社のフォントについては、Windows標準搭載のフォントであっても、商用利用は一切行わないことをお勧めします。

(2) 権利者による対策

フォントの作成・販売を生業としている会社にとっては、無許可使用の蔓延は死活問題ですので、当然のことながら対策をとっています。

対策の第一歩は、侵害の状況を覚知するための様々な行動です(この点は模倣品対策と似ています)。例えば、ある企業は、商品の展示会等で配布されている資料を収集し、そこで用いられているフォントの形をチェックしています。侵害を覚知したら、次は侵害者にレターを出し、従来の使用分の損害賠償(一般にはライセンス料相当)を請求するとともに、今後の使用に関するライセンス契約の締結を求めます。

海外の企業の中には、上記のような一連の流れを機械的かつ大量に処理している企業もあります。そのような大量処理の中で、日系企業が上記のレターを受け取るケースも多々あります。

6. 企業内での対応

企業としては、日本や海外で、知らず知らずのうちにフォントやタイプフェイスの権利を侵害しないよう、きちんと対応しておく必要があります。

①社内ルールの制定

まず何よりも、フォントの使用に関する社内ルールを定めることが重要です。

その中で最重要のルールは、社外で使用する文書に用いることのできるフォント(タイプフェイス)を特定のものに限定することです。世の中に存在するフォントは極めて多数にのぼりますので、使用できないフォントを列挙(いわゆる「ネガティブリスト」)しようとしても、キリがありません。そこで、使用できるフォントを限定的に列挙する(いわゆる「ポジティブリスト」)という方法によることになります。

具体的には、(a) Windows標準搭載のフォント(※家庭用、学生用又は非商業用であると明示的に限定された使用条件のアプリケーション(ソフトウェア)を用いる場合でないことが前提)、(b) 権利者から商用ライセンスを別途受けたフォント、(c) 自社で独自に開発し権利を持つフォント(もしあれば)を列挙したうえで、それ以外のフォントの使用を一切認めない(ただし、中国のフォント会社のフォントは(a)であっても使用しない)、というルールにする必要があります。

この点とも関連するのですが、無償で提供されているフォントの使用は、一般的には避けるべきといえます。無償で提供されているフォントの中には、他社の有償フォントを不正コピーしたものが多く含まれているため、知らないうちに権利侵害をしてしまうリスクがあります。また、そうでなくても、当初は無償だったものが、後日有償に変わることもあり得ます。無償フォントには、こういったリスクがあるため、

一般的には使用を避けるべきです。

また、社内ルールには、外部の事業者への委託に関する事項も定めておくことをお勧め致します。広告、製品マニュアル、従業員の名刺等、社外で用いるものの作成を外部の事業者に委託する際、その委託先がフォントの無権限利用をしないこと（及び、無権限利用をした場合に全ての責任を負うこと）を確保しておく必要があると考えられます。そのため、委託先の選定やその後の管理、委託先との契約内容等に関するルールを制定しておくことが望ましいといえます。

②社内での周知徹底

せっかく社内ルールを作成しても、それが従業員一人一人の頭に入っていなければ、絵に描いた餅に過ぎません。実際にフォントを使用して文書等を作成するのは個々の従業員だからです。そのため、ルールを社内ではいかに周知徹底させるかが、重要なポイントです。

周知徹底というと、電子メールや社内BBS等で一斉に伝えるだけで終わらせる会社が多いのですが、そのような方法では、一瞬だけ視界に入れて、見たつもりになってしまう従業員が多数出てくる可能性があります。そこで、各従業員に、ある程度の時間をとっていただき、その時間内はルール内容の理解のために意識を集中していただくために、研修会や説明会を開いたり、一人一人にオンライン研修を受講させたりといったことが考えられます。さらに、終了時に理解度テストを実施することにすれば、意識を集中させて内容を頭に入れながら聴いていたので、可能であればそこまで検討されることをお勧め致します。

③システム上の対応

実務的に可能であれば、問題なく商用利用できるフォント以外のフォントを予め個々のコンピュータから削除（アンインストール）しておくことも考えられます。その上で、新たなフォントのインストールができないようにしておく

こと（変更権限をIT管理者が保持）ができれば、間違いは起きなくなります。ただし、この方法は、商用利用はしないが非商用の利用はしたいというニーズに応えることができません。そういった場合には、上記①②で対処することになります。

7. おわりに

いかがでしたでしょうか。パソコンに入っているフォントを自由に使用できるとは限らないということにつき、意外に思われた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

Windows搭載のコンピュータの場合、追加の有償ライセンスを購入することなくフォントを商用利用できるかの判断は、それがWindows標準搭載フォントであるか否かによって行うこととなります（ただし、中国のフォント会社のフォントについては注意が必要）。知らず知らずのうちに権利侵害をしてしまうことを避けるためには、こういった判断基準を踏まえた社内ルールの制定、運用が必要であると思われる。

フォントの使用に関する社内ルールをまだ設けていない企業におかれましては、これを機会に社内ルールの策定を検討されてはいかがでしょうか。特に、中国に現地法人をお持ちの企業や、そうでなくても中国語フォントを社外向けに使用する企業は、余計な紛争処理コストを生じさせないためにも、社内ルールの策定と運用が重要と思われるので、早速ご対応いただくことをお勧め致します。

注 記

- 1) 「望ましいタイプフェイス法的保護のあり方」日本タイポグラフィ協会
- 2) なお、MacのOS(macOS及びOS X)の場合、OSに付属する全てのフォントについて商用利用が可能とされています(Appleサポート(0120-27753-5)への2019年6月25日付け電話照会にて確認)。Linuxの標準フォントについては、念のためフォ

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ント毎に使用許諾の範囲を確認すべきですが、少なくともIPAフォント（独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が配布しているフォント）については、そのライセンス契約に基づき商用利用が可能とされています。

<https://ipafont.ipa.go.jp/old/ipafont/download.html>

- 3) <https://docs.microsoft.com/en-us/typography/fonts/font-faq>

4) 北京北大方正電子有限公司と暴雪娛樂股份有限公司の著作権侵害民事訴訟に関する最高人民法院民三庭（2010）民三終字第6号判決

5) <https://baike.baidu.com/item/%E5%BE%AE%E8%BD%AF%E9%9B%85%E9%BB%91%E4%BD%93/988302?fr=aladdin>

（URL参照日は全て2019年6月25日）

（原稿受領日 2019年4月19日）

